



はじめての成年後見制度

成年後見制度を分かりやすくします。

質問があれば受け付けますので、お気軽にどうぞ。

2024年11月10日



一般社団法人
アクティブ・エイジング

任意後見コンサルタント 佐藤 活実



目次

1 まずは成年後見制度を知る

- 1 成年後見制度（法定後見と任意後見）の構成
- 2 任意後見制度とは

2 任意後見制度の特徴と仕組み

- 1 任意後見制度の特徴と法定後見との比較
- 2 任意後見制度の仕組み
（見守り契約／財産管理契約／死後事務契約／
遺言書／家族信託）
- 3 任意後見制度の流れ
- 4 任意後見契約にかかる費用

3 任意後見制度でできること

- 1 成年後見制度のメリットとデメリット
- 2 任意後見制度でできること
（本人と後見人5つのポイント）

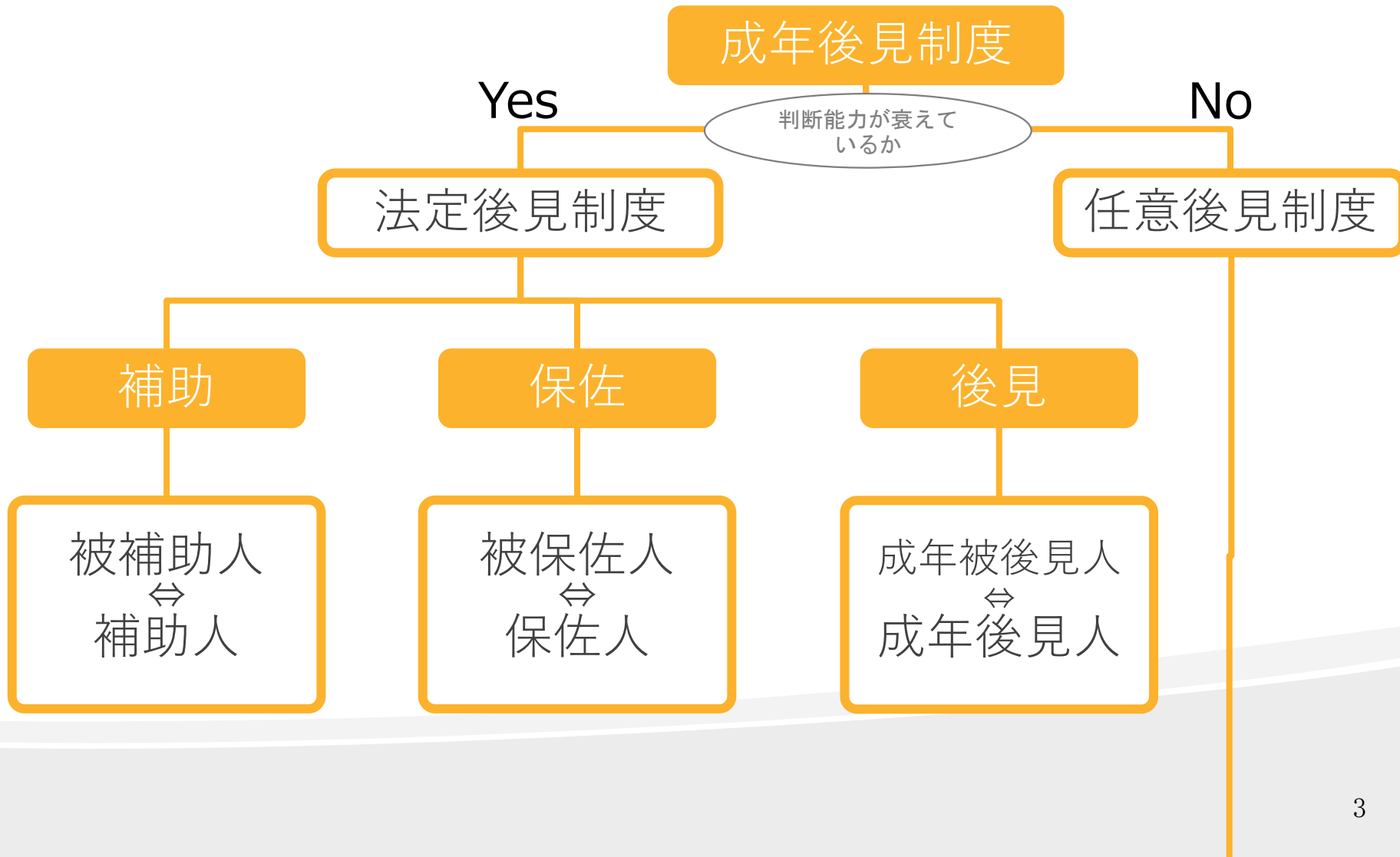
4 活用事例

- 1 介護事業者さんとの不十分な連携により起こってしまった問題
- 2 介護事業者さんとの連携によって最期まで本人を支えるチームができた

5 セミナー後の支援体制、個別相談

- 1 セミナー後の相談窓口の受付
- 2 相談後の支援体制

①-1 成年後見制度（法定後見と任意後見）の構成



①-1 成年後見制度（法定後見と任意後見）の構成

成年後見制度

No

判断能力が衰えている

任意後見制度

任意後見契約

いつから支援を受けたい（必要）か

今すぐ支援を受けたい（必要）

移行型

任意後見契約
+ 見守り・財産管理契約を
結ぶ。

即効型

契約後直ちに任意後見契約
を発効させる

将来判断能力が失われた時
に支援を受けたい

将来型

任意後見契約のみ

①-2 任意後見制度とは

任意後見制度とは

判断能力のあるうちに、信託のおける支援者との間で契約を結び、認知症や病傷などで、自分で判断し、意思表示することができなくなった時に、後見人をつけて、後見人にお金や不動産の管理や希望する施設等への入居手続き等、身の回りの手続きを代わりにしてもらう制度です。
契約時はまだ後見状態ではないため、契約書は効力を持たない。



本人

- ・今は元気だけど、認知症になったら心配。
- ・財産管理や医療・介護の事務を頼みたい。



任意後見契約



受任者

- ・本人が認知症になった場合は、支援を開始。
- ・契約で決められた内容の支援を行う。

①-2 任意後見制度とは

※ノーマライゼーション とは

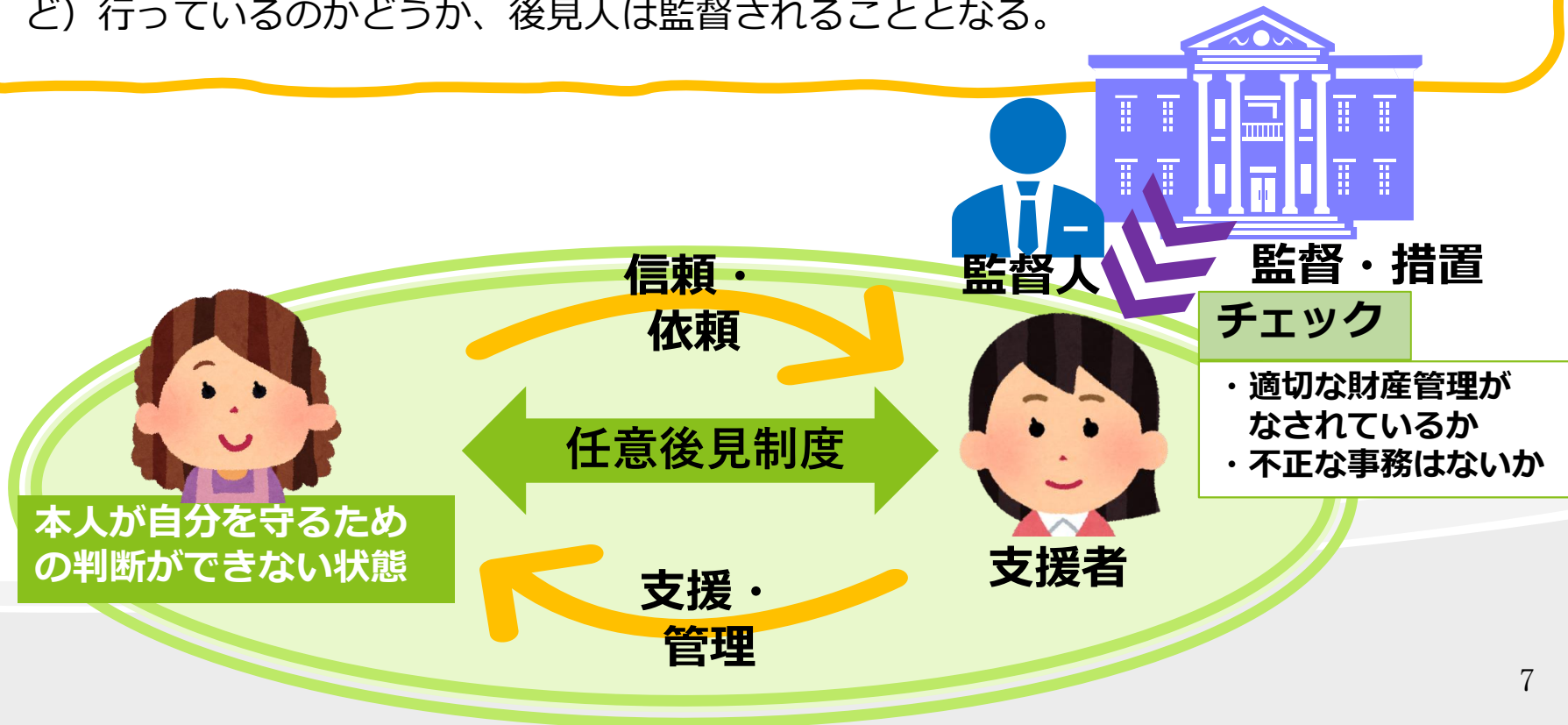
障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す

- ・ 1日／1週間／1年の本人のノーマルなリズム
- ・ ライフサイクルでの本人のノーマルな発達の経験
- ・ ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- ・ その文化におけるノーマルな両性の形態すなわちセクシャリティと結婚の保障
- ・ その社会におけるノーマルな経済的水準とそれを得る権利
- ・ その地域におけるノーマルな環境水準

①-2任意後見制度とは（発効後）

判断能力が失われてはじめて後見契約が発効する。そのタイミングは、**任意後見監督人を家庭裁判所から選任されたときから始まる**。本人が後見状態かどうかは医師の診断書により判断される。

本人の判断能力がない状態でも契約書通り（本人のために資産管理や意思決定支援など）行っているのかどうか、後見人は監督されることとなる。



②-1 任意後見制度の特徴と仕組み

対象	法定後見	任意後見
制度の選択	相談時に判断能力が著しく衰えていた場合（措置）	相談時に判断能力があり、意思表示ができること（契約）
開始の時期	法定後見開始の申立て→審判確定後 ※申立ての時点で制度開始確定	判断能力があるうちに契約（開始していない） 判断能力が失われてから開始
受任者と選び方	家庭裁判所が選んだ人 ★選び方→資産1,200万円前後～職業後見人 ※各裁判所にて差がある	本人が選んだ人 ★選び方→契約書に記載のある受任者 ※受任者が欠格事由に該当しない限り受任可能
支援内容とその権利の明示	日常業務に関する行為以外の全ての法律行為を行う権利が裁判所から付される ★明示→資産額により職業後見人が付されることが多く、日常的な判断は職業後見人の采配に任せられている。	代理権目録（ライフプラン）に定めた行為 ★明示→資産に限らない後見人の選任ができ、生活に関する希望が明確なため、本人の意思を元に本院の周りの人と相談して決めることができる。
期間	本人の判断能力についての診断書発行し、 法定後見開始の審判が届いた時 ↓ 本人死亡の瞬間	体調に限らず任意後見不随契約締結時 ↓ 死後事務契約完了まで ※職業後見人の場合、遺言執行・民事信託契約受益者登記変更まで行うことも。

②-1 任意後見制度の特徴と仕組み

対象	法定後見	任意後見
支援業務への第三者との関係性	受任者単独による支援内容の決定が可能。 資産額1,200万円以上の方は、職業後見人が選任されることも多く、支援内容の方向性など、家族や知人との問題が起こりやすい傾向にある。	間接的な裁判所の監視の目がある。（後見監督人） 家族後見の場合、本人の環境の変化（負担）が少ない。受任者に加えて専門家や親族、地域の協力を得て支援内容を決める体制が取りやすい。（複数契約も可能）
（監督人）	職業後見人の場合、監督人付与せず。 親族後見の場合→ 監督人の付与 もしくは 後見支援信託制度や後見預金の利用	必ず付される（監督人選任により後見開始） 受任者が誰であっても、監督人から監督を受ける。
（申立て・契約書）	家裁への申立（書）によって、後見人を選任し開始する。 ※家族後見を希望する場合、申立書の書き方には注意する。	契約書によって後見を開始する。 ※各契約書に付随するライフプラン（支援指針）によって、本人の意思を証明する。 ※監督人選任の申立ての際には、監督人の職種の希望を理由と共に明記する。
費用	家庭裁判所からの審判による （別紙参照） ※任意後見契約は、費用が掛かるため、本人の資産によっては、法定後見の保佐や補助を活用する場合もある。	契約書にて、任意で決めることができる。 ※監督人の費用は、家庭裁判所からの費用の目安を参照。（別紙参照）

②-2 任意後見制度の仕組み(見守り契約)

支援者と、無事契約締結。でも・・・



本人



支援者

支援が必要になるまで何年かかるか分からない。それまで、お互いに音信不通で本当に大丈夫？



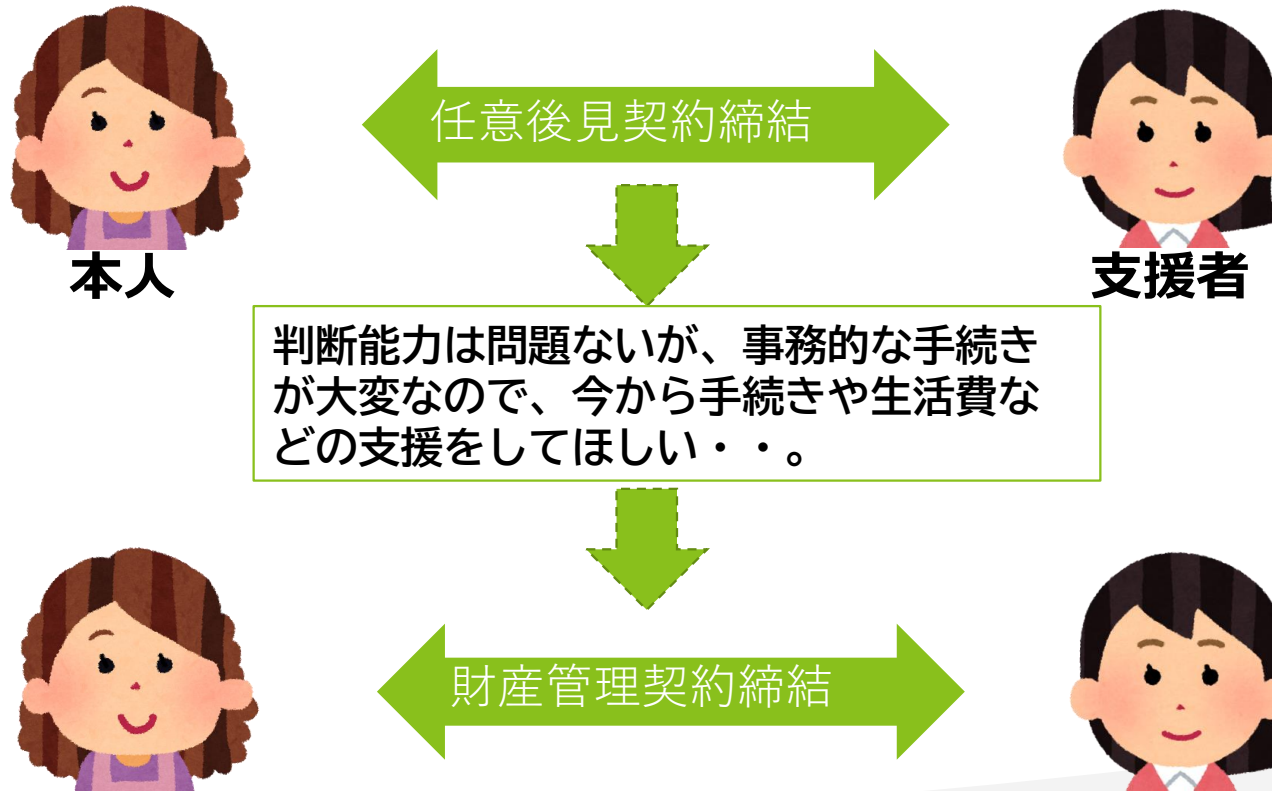
そんな不安を解消するしくみの一つが、「見守り契約」です。

②-2 任意後見制度の仕組み(見守り契約)

- ・ 支援者が本人に対し、定期的な電話連絡や訪問等を行い、本人の健康状態や財産管理状況の把握に努めるため、任意後見契約とは別途締結される委任契約。
任意後見契約と異なり、見守り契約は締結と同時にその業務が開始します。
- ・ 見守り契約を結んでおく事で、本人と支援者の関係が疎遠になることを防ぎ支援者は支援開始時期を判断しやすくなります。
- ・ 本人に急病や怪我などの事情が生じた場合、必要に応じ支援者により病院の入院や施設の入所手続きなどの対応をする。

②-2 任意後見制度の仕組み(財産管理等委任契約)

支援者と、無事契約締結。でも・・・



そんな場合には「財産管理契約」でお金の管理も含めた見守り支援を始めましょう。

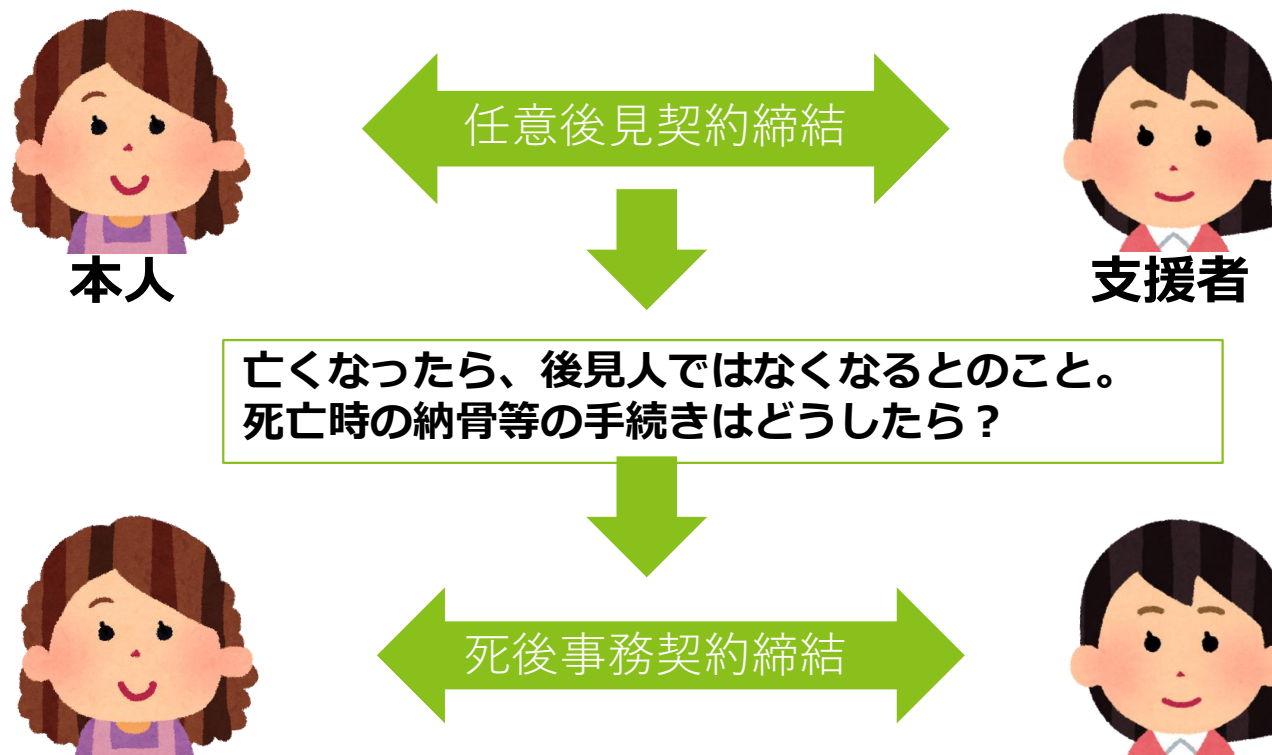
②-2 任意後見制度の仕組み(財産管理等委任契約)

判断能力には問題が無いため、任意後見制度による支援は受けられない人に対して、**本人が希望した時（財産管理契約の締結）から**、本人が希望する次のようなサポートを受けられるようにすることができる契約。

- ・ 生活状況確認のための定期面談
- ・ 預貯金の管理（本人から依頼されたものののみ）
- ・ 家賃、地代、公共料金、年金、税金などの受領や支払いなどの手続き
- ・ 日用品の購入、生活費の送金
- ・ 郵便物の管理
- ・ 介護、福祉サービス利用契約の締結、病院の入退院の事務

②-2 任意後見制度の仕組み(死後事務委任契約)

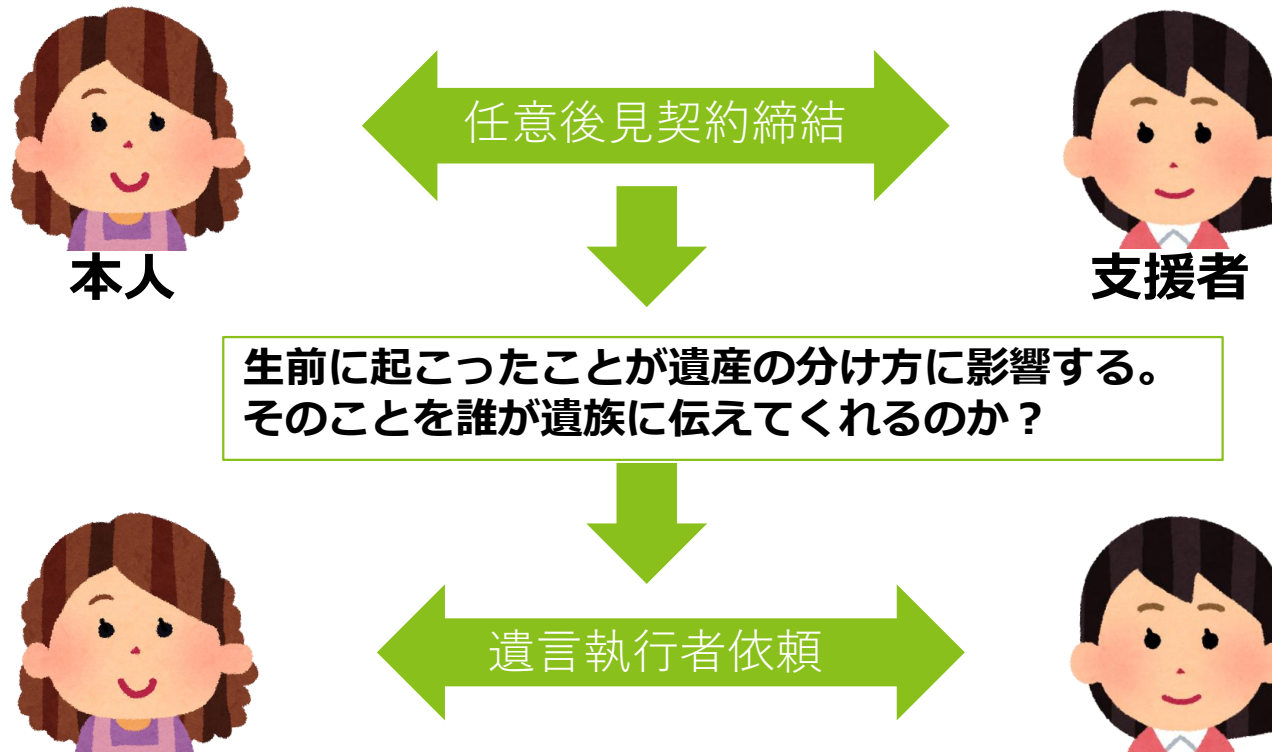
支援者と、無事契約締結。でも・・



そんな場合には「死後事務委任契約」で、葬儀(各宗教別)の手配、お墓、納骨、永代供養、法要、行政官庁への手続き、施設代等の支払、遺品整理、について依頼内容・料金等のことを決めておく。

②-2 任意後見制度の仕組み(公正証書遺言書)

支援者と、無事契約締結。でも・・・



残された遺産を、誰にどのように分けるのかを、生前寄り添ってきた
後見人から伝えと、遺族の納得が得られやすい。
生活の様子が伝わる。

②-3 任意後見制度の流れ

法定後見制度

本人への支援体制を考える相談時に、何が必要なかをよく考えることが重要です。最初のタイミングでしかできないことがあります。

A. 相談時

B. 契約完了・委任契約発効

C. 契約内容等の変更

D. 任意後見契約発効

法定後見の申立て
⇒家庭裁判所より選任
法定後見開始

C. 契約内容の変更

E. 本人死亡

亡くなった直後の手続き等
応急処分義務

これからの支援体制の強化。
将来への不安への対策。

判断能力のある状態

判断能力失った
(後見)状態

死後事務

遺産分け

任意後見制度

関連含む契約種類

- ①見守り契約書
- ②財産管理契約（公正証）書（委任代理契約書）
- ③任意後見契約公正証書
- ④身元保証契約書
- ⑤尊厳死宣言（公正証）書
- ⑥死後事務契約（公正証）書
- ⑦遺言（公正証）書
- ⑧民事信託公正証書

お元気なうちに、
将来のために①～⑧
の幾つかを選定し契約。

①か②、および⑧の
契約が開始。
②④～⑧は途中契約
もOK。
④⑧は即時発効

任意後見監督人
選任の申立て
(③任意後見の発効)

終末期に⑤発効

⑥死後事務契約の発効

⑦⑧の書類取得開始

⑦遺言執行
⑧受益者
変更登記

⑥の法要

②-4 任意後見契約にかかる費用

契約名称	契約・申立て時の費用	後見スタート時の 手続費用	各発効後の費用	監督人費用
法定後見契約	10万円 + 公正証書作成費用	—	親族は自由 専門職の場合 資産額5千万円まで 月額3万円～ ※資産額による	選任された場合 月額1万円～3万円
任意後見契約	10万円 + 公正証書作成費用	15万円前後 (監督人申立費用) ※申立ての費用助成もある	親族は自由 専門職の場合 月額1万円～月額5万円 ※資産額による	必ず選任される 月額1万円～3万円
見守り契約 財産管理契約	5万円	—	親族は自由 専門職の場合、 8,000円～3万円 ※資産や収入による。	—
死後事務契約	5万円	—	親族は自由 専門職の場合70万円 ※単体契約の場合は、資産 の種類による。	—

平均寿命までの期間（病気など踏まえ）、収入（年金）、資産（種類も鑑みて）から、本人交えて総合的に判断

③-1 成年後見のメリットとデメリット

メリット

- ①親が亡くなった後の、障害を持つ子供の生活を前もって準備できる
- ②親と一緒に子供の意思決定支援に携わることができる。（法定後見は報告義務もない）
- ③親と子供のそれぞれの自立心が育つ。
- ④親の役割を生前に、順番に準備ができることで、突然の環境変化にパニックにならない。
- ⑤子供に残すお金と、子供の死後の財産の行先も決めることができる。
- ⑥自分の死後も自分の意思を残すことができる
- ⑦親と子供だけじゃなく。たくさんの関係者の輪ができるので、多くの人の協力を仰ぐことができる。

③-1 成年後見のメリットとデメリット

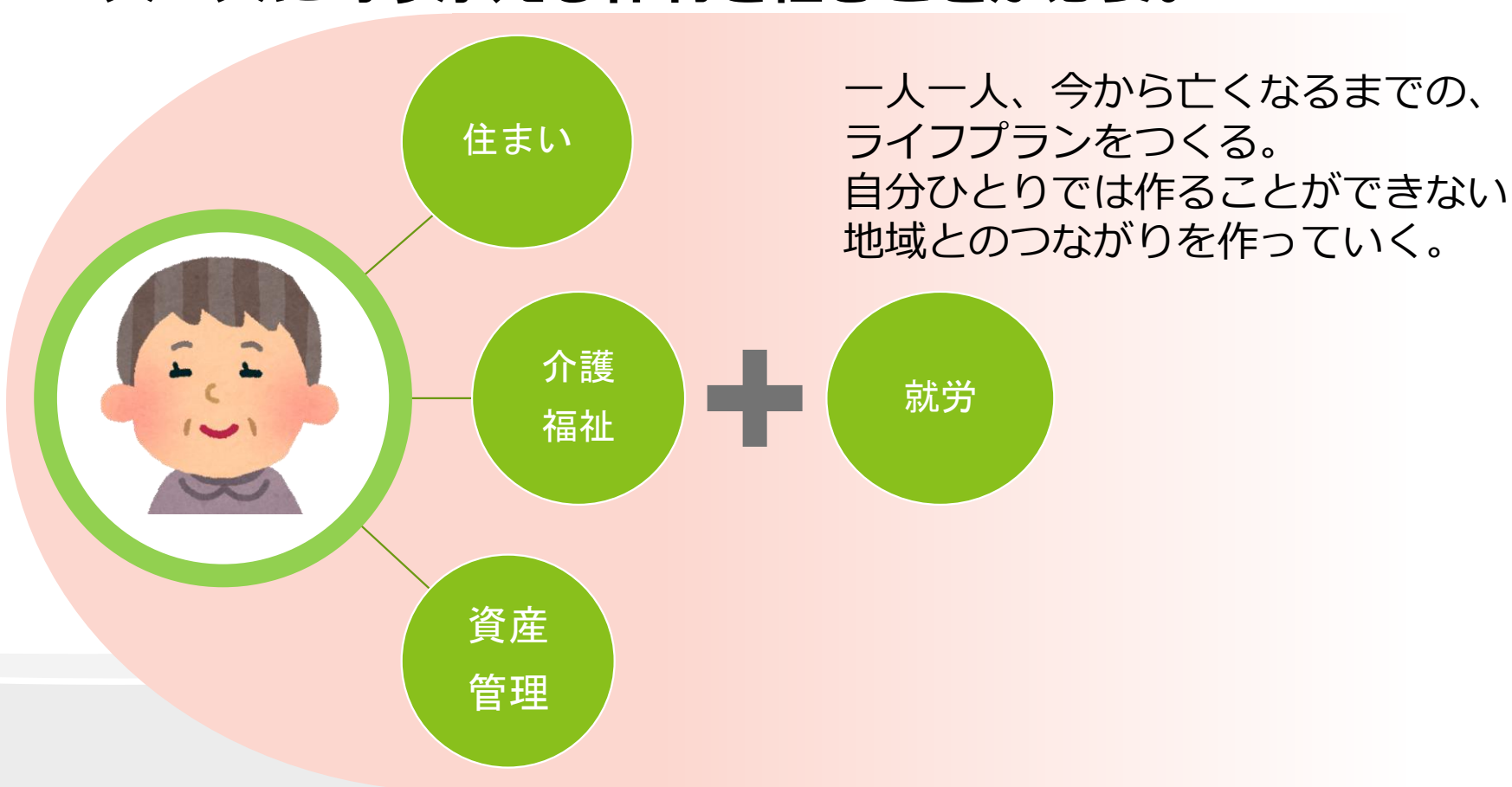
デメリット

- ①問題が起こりそう。後見人を信頼できない。
- ②費用がかかる
- ③後見人との相性によっては、苦勞する。
- ④いろんな人の意見を踏まえるため、お子さんや親御さんの思い通りにいかないこともある。
- ⑤お金の管理が比較的厳格になるため、本人が使っていいお金の制限がかかることがある。

③-2 任意後見制度でできること(5つのポイント)

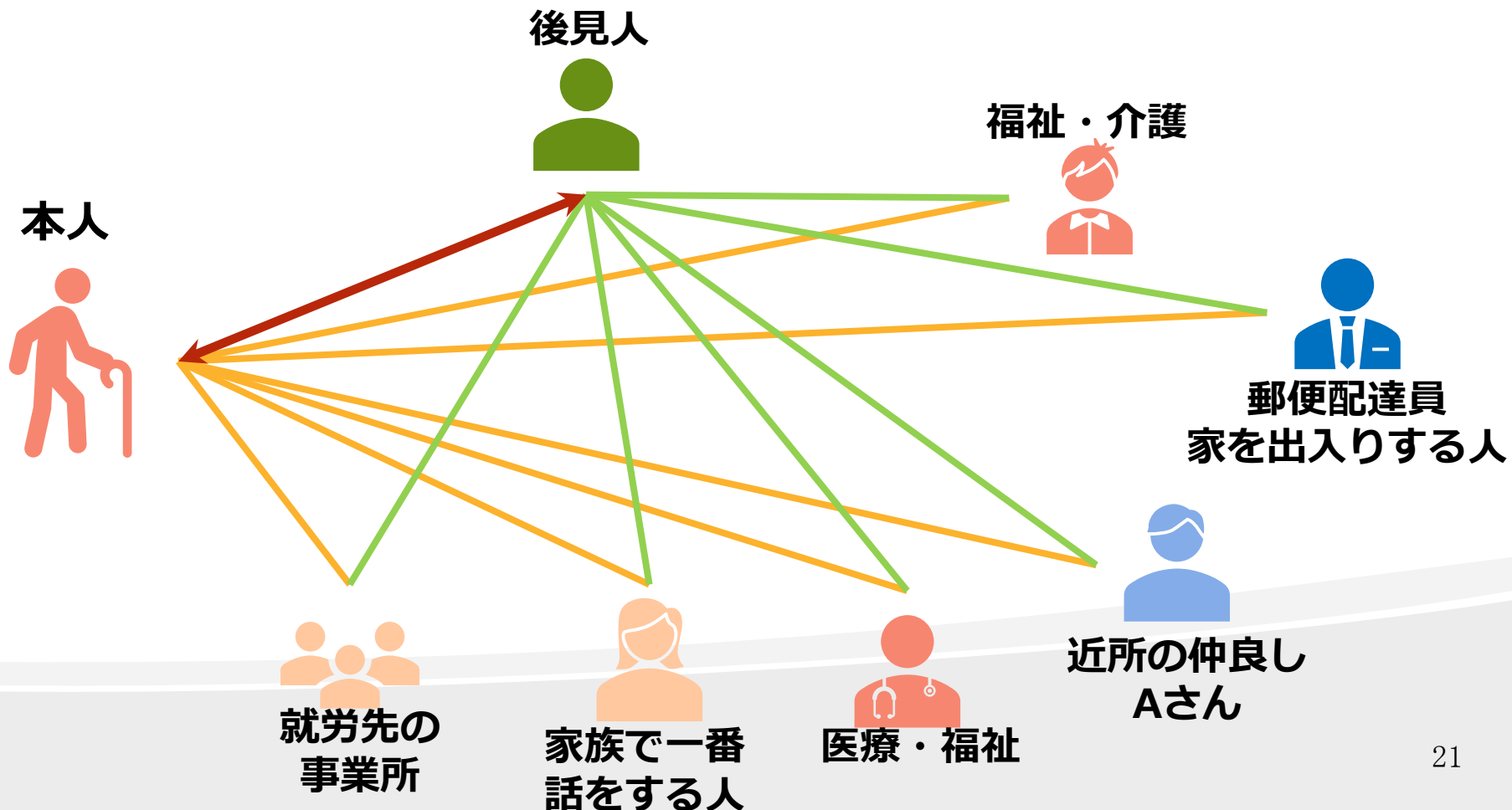
任意後見制度は人生の地図。

一人一人に寄り添える体制を組むことが必要。



③-2 任意後見制度でできること(5つのポイント)

本人のノーマルな日常が円滑に進むように協力してもらえる
支援者達の体系をつくる。



④ 事例紹介 1

介護事業者さんとの不十分な連携によって 起こってしまった問題



高齢になってから、ものを識別できないほどに視力が落ちてしまった女性
下肢に障害があり、杖をついて生活。※白杖ではない。

視力が落ちたのが高齢になってからのため、点字解読等の見えないことを補う習慣
を持ち合わせない。

夫は先に亡くなって、本人は大阪住まい。

子供は東京住まいで迷惑をかけたくないためか疎遠になっている。

本人の資産は約3,000万円。収入は遺族年金含めて月約15万円前後

④ 事例紹介 1

介護事業者さんとの不十分な連携によって 起こってしまった問題



不満

支援



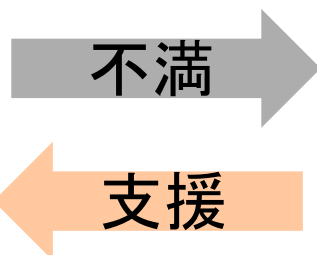
本人は、比較的急に訪れた見えない世界での生活に苦労している。
夫の遺族年金もあるが、障害者年金を受けても国民年金にしてもあまり収入は改善されない状態になり。いずれにしても生活は赤字続き。

視覚障害のため介護保険適用外のサービスも受けていたが、ヘルパーさんに対して、お願いしていることをしてくれない。等の不満が絶えない。



事例紹介 1

介護事業者さんとの不十分な連携によって 起こってしまった問題



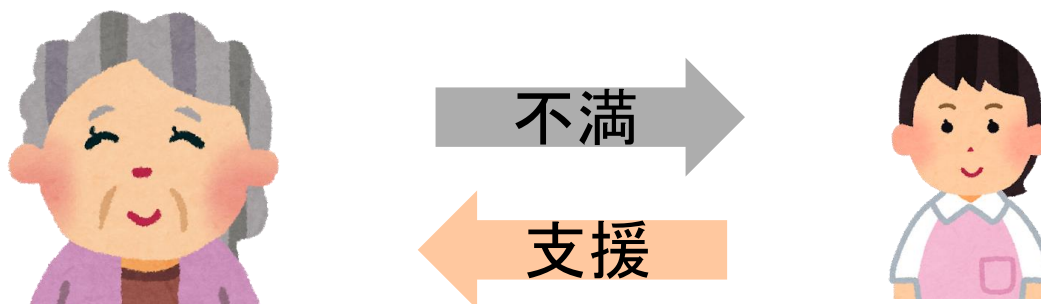
ケアマネさんに状況について問合せをしてみたが反応なし。
何度か本人とケアマネさんと三者で話し合いを行ったが、状況に変化が見られず。
行政の方に相談したところ、その地域で担当できる事業所が現在のところしかない
ので、変更は難しい、また身体障害の度合いが軽度のため補助できる制度も見つ
からないとのこと。

事業所に連絡するが担当ケアマネさんが不在がちなため、状況の確認ややり取り
等、電話でお願いをする状態が続く。

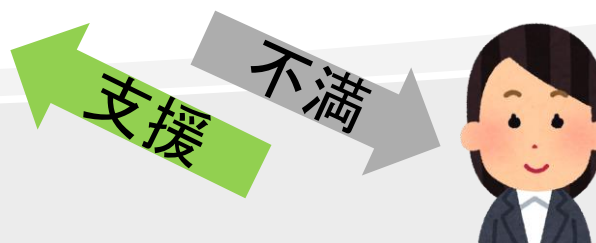


④ 事例紹介 1

介護事業者さんとの不十分な連携によって 起こってしまった問題



そのうち、後見人として（任意後見契約のため、当時は財産管理人）の役割を果たしていないことから、契約を一方的に破棄され、後見人を変更されることになる。後の話では、その後、後任の後見人さんも変更されたとのこと。ご本人の状況を案ずるばかり。



④ 事例紹介 1 反省点

介護事業者さんとの不十分な連携によって 起こってしまった問題



○反省点

本人は、目が見えなくなった状況で一人きりになり、精神的に孤独で不安定な状態だったことを理解できていなかった。

あらゆる趣味や楽しみを探していたが結局成果にならなかった。いくら他人が与えても興味がなかったら取り入れることはない。

家族への連絡を積極的に取り、本人への対応の相談をした方が良かったこと。また、障害の専門家に相談して助言を貰えばよかったことを反省しました。

④ 事例紹介 2

介護事業者さんとの連携によって 最期まで本人を支えるチームができた



話すことが大好きで、いつも周りを笑わせて、喜んでおられた女性。

生涯独身だったため、若年の頃から自立の方でも入居できる施設に入る。施設は、費用はそれなりだが、部屋もきれいで職員一人一人が入居者に対する思いやりを持った良い施設。

家族は、甥っ子さんが一人。あまり親しくないようで遺産を狙われていると相談がある。

元教職員のため貯蓄はそれなり。赤字があっても収入と年齢を鑑みると心配するほどのものでもない。

④ 事例紹介 2

介護事業者さんとの連携によって 最期まで本人を支えるチームができた



施設としては、唯一の親族である甥っ子さんとの関係性を断つことはできない。
本人は、できれば甥っ子さんにはお願いしたくない。後見人を立てて別の人に自分を支えてほしい。

本人と、施設長と、専門職と三者で相談。生活面全般は施設で、資産や契約などについて後見人として専門職が支援する体制を作ることによって納得をいただく。

できるだけ本人の希望の通りできるように、本人との関係、甥っ子さんとの関係、2つの別々の関係性を作り対応。そのために、施設側には本人と甥っ子さんとの鉢合わせないよう、また甥っ子さんへは情報の制限等を協力して行う。

④ 事例紹介 2

介護事業者さんとの連携によって 最期まで本人を支えるチームができた



元々気が強く自立心の強い人。自分で人生に責任をとり人を頼ることを意識されていた。

終末期、たまに施設の方や施設内で一緒に時間を過ごしてきた仲間たちに声掛けをしてもらいながら、自分の部屋で最期の時を迎えられました。

本人と施設後見人の連携が功を奏して、終末期の手術について、甥っ子さんから相談を受けた時には、遺言について頻繁に質問してきた甥っ子さんの影は消え、本人の最期について真剣に悩んでおられました。

葬儀は同じく施設内で、仲の良かった施設内の方々に見送られ、当時の後見人として、介護事業所さんとの連携の礎を作っていた。

④ 事例紹介 2 反省点

介護事業者さんとの連携によって 最期まで本人を支えるチームができた



甥御さんから、終末期の手術について相談があった際、甥御さんにしかできないことなのでと若干突き放してしまい、何と言っているのか分からなかった。

終末期治療における本人の意思、または尊厳死についての話し合いをもっと本人がお元気なうちにしておく必要があると感じました。

尊厳死宣言については、ご家族の状況判断に合わせるが、できるだけ本人の意思を反映できるように、少しずつ生前に本人と亡くなる時の話をしていくことにした。